

避難所及び緊急避難場所における新型コロナウイルス感染症への対応方針について

1 趣旨

この方針は、台風・大雨・大規模地震等により開設することとなる「指定避難所」及び「指定緊急避難場所」(以下「避難所等」という。)に関して、新型コロナウイルス感染症を踏まえた本市における対応方針について示すものである。

- ・指定避難所とは……大規模災害により、自宅に住めなくなった人たちが一定期間避難生活を送るため、市が指定した場所
- ・指定緊急避難場所とは…台風や大雨などの際に、短時間(数時間～1日程度)避難するため、市が指定した場所
- ・予備避難所とは……指定避難所以外の市の施設や県立高校など

2 対応方針

(1)「3密」の回避

- ・予備避難所や協定先の宿泊施設を活用し、できる限り多くの避難所等を開設する。
- ・避難所等では、世帯単位ごとに段ボール間仕切りなどで仕切ったり、通路(2mを目安)を設けたりするなど、スペースを広く確保する。
- ・避難者が集合している空間では、定期的な換気を実施する。
- ・安全が確保できる親戚宅や友人宅、自宅2階への垂直避難等、多様な避難方法について市民に周知する。

(2)衛生対策

- ・受付にて避難者の体温の検温及び体調管理票、住民連絡先を記入する。
- ・手洗い、手指消毒の徹底やマスク装着などによる咳エチケットを励行する。
- ・トイレやドアノブ等は定期的に清掃・消毒する。
- ・市民に、マスク、消毒液、体温計の持参を呼びかける。

(3)部屋・動線の分離

- ・あらかじめ、風邪症状のある人・濃厚接触者(以下、「風邪症状のある人等」という。)のための優先受け入れ施設やスペースを確保しておく。
- ・受付時の体調管理票において、風邪症状のある人等については、一般避難者とは別室に避難させ、段ボール間仕切りなどで仕切ることにより、個室に近い状況を作る。
- ・小中学校の避難所等では、学校校舎の活用により、一般避難者と風邪症状のある人等の部屋、動線を分ける。
- ・避難中に症状が悪化した場合には、119番通報により救急搬送を依頼する。
- ・指定避難所開設時、応急救護所閉鎖後は保健師が各避難所を巡回対応する。

(4) 必要な物品の確保

- ・非接触型体温計や消毒液、マスク、段ボール間仕切り、ペーパータオル、大型扇風機など感染症対策に必要な物品の確保に努める。
- ・市民に、避難の際には、食料や飲料水とともに防寒着、毛布等の持参を呼びかける。

(5) その他

- ・指定緊急避難場所を開設したときは、市ホームページや市公式LINE等により周知する。
- ・家の耐震補強や家具の固定などにより、自宅での在宅避難が可能となるよう周知する。
- ・濃厚接触者が避難してきた場合は、一旦別室に案内した後に、保健所に連絡し指示を仰ぐ。

3 個別対策

(1) 指定緊急避難場所

- ・従来開設している小中学校等の体育館に加えて、予備避難所や学校の空き教室等のスペースを確保し、風邪症状のある人等と一般避難者を分離させる措置を講ずる。
- ・風邪症状のある人等が学校に避難してきた場合には、優先受け入れ施設への避難を案内し、移動することが困難な場合には、空き教室等を開放するなど学校側と調整し柔軟に対応する。
- ・使用した施設は、使用後消毒・清掃作業を実施する。

※民間宿泊施設は、避難者の集中が予想されるため、緊急避難場所としては開設しない。

(2) 指定避難所

- ・指定避難所以外に予備避難所や協定先の宿泊施設、自治会集会所などを活用し、できる限り多くの避難所を開設する。
- ・学校等指定避難所においては、それぞれの学校が定めた開放区域順に施設を開放することにより、教室等で風邪症状のある人等を受け入れる。
- ・教室開放により、要配慮者等避難所生活に支援が必要となる避難者に対する部屋が不足する場合には、福祉避難所を開設するよう福祉支援部に促す。
- ・協定先の宿泊施設については、要配慮者を優先的に案内する。
- ・使用した施設は、使用後消毒・清掃作業を実施する。